

小城市告示第 70 号

小城市コミュニティバス広告掲載取扱要綱

(平成 23 年 5 月 2 日告示第 70 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、小城町巡回バス及び広域循環バス(以下「コミュニティバス」という。)に掲載する広告の取扱に関し、小城市広告掲載要綱(平成 20 年小城市告示第 1 号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第 2 条 コミュニティバスに広告を掲載できる者及び広告の内容等は、要綱及び小城市広告掲載基準に定めるところによる。

(広告の掲載位置及び規格等)

第 3 条 広告の掲載位置、規格、広告掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は、1 月を単位とする。ただし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、複数月の掲載を妨げない。

(広告掲載の募集)

第 5 条 市長は、市のホームページ、広報誌等により広告掲載を希望する者を公募する。

2 市長は、広告掲載を希望する者が前条の規定により募集する広告掲載の枠数に満たないときは、市内に事業所等を有する者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第 6 条 広告掲載をしようとする者(以下「広告申込者」という。)は、前条の規定による募集を行う期間の間に、コミュニティバス広告掲載申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第 7 条 前条の規定により申し込まれたものの数が、第 5 条第 1 項の規定により募集する広告掲載の枠数を超えるときは、市内に事業所等を有するものを優先し、決定する。

2 前条の規定を適用しても定め難いものについては、抽選により決定する。

(広告掲載の可否)

第8条 市長は、第6条の申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、その結果をコミュニティバス広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により広告申込者に通知するものとする。

(広告掲載に当たっての承諾)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、コミュニティバス広告掲載承諾書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(広告の作成、掲載及び撤去)

第10条 コミュニティバスに掲載する広告の作成、掲載及び撤去に要する費用は、広告主が負担する。

(広告原稿の提出)

第11条 広告主は、広告の原稿を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(補修及び原状回復)

第12条 コミュニティバスの広告期間内において、広告主の責めに帰さない事由により広告が破損したときは、市の責任において当該広告を補修するものとする。ただし、天災等による広告の破損等に係る補修にあつては、この限りでない。

2 広告主は、広告の掲載又は撤去作業によりコミュニティバスを破損させたときは、直ちに市長に報告するとともに、当該コミュニティバスを原状に回復しなければならない。

(使用の中止)

第13条 市長は、コミュニティバスに掲載している広告を使用することが不相当と認めるときは、その広告の使用を中止することができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日告示 39 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 10 日告示 25 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

バス名称	掲載位置		箇所数	規格 (縦×横・mm)	広告掲載料 (税込月額/箇所)
小城町巡回バス	車外 広告	運転席側広告枠	1	450×1,200	2,000円
		助手席側広告枠	1	450×1,200	2,000円
広域循環バス	車外 広告	運転席側広告枠	1	450×1,200	2,000円
		助手席側広告枠	1	450×1,200	2,000円

様式第1号（第6条関係）

コミュニティバス広告掲載申込書

年 月 日

小城市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名
電話番号
(担当者氏名)

小城市コミュニティバス広告掲載取扱要綱第6条の規定により、次のとおり申込みます。

広告を希望するコミュニティバスの名称	
広告の掲載を希望する位置	<input type="checkbox"/> 右側面（運転席側広告枠） <input type="checkbox"/> 左側面（助手席側広告枠）
広告の内容 業種 取扱商品又はサービス	
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月間)
添付書類	・ 広告案 ・ その他申込に必要な書類

様式第3号（第9条関係）

コミュニティバス広告掲載承諾書

年 月 日

小城市長 様

承諾者（申込者）
住所又は所在地
名称及び代表者氏名

年 月 日付けで通知のあった小城市コミュニティバス
広告掲載の決定により広告を掲載するに当たり、次の事項について承諾
します。

記

- 1 次に掲げる規程その他の事項を遵守します。
 - ア 小城市広告掲載要綱
 - イ 小城市広告掲載基準
 - ウ 小城市コミュニティバス広告掲載取扱要綱
 - エ 小城市広告掲載要綱、小城市広告掲載基準及び小城市コミュニティバス広告掲載取扱要綱により市長が別に定める事項
- 2 小城市広告掲載要綱、小城市広告掲載基準及び小城市コミュニティバス広告掲載取扱要綱に定めのない事項については、市長と広告主がその都度別に協議します。
- 3 市長がコミュニティバスに掲載している広告を使用することが不適当と認めたときは、その広告の使用を中止します。